

お問い合わせ先

総合紛争解決センター



06-6364-7644

(お問合せ時間 平日午前9:00~午後5:00)



http://www.soufun.or.jp



〒530-0047

大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館1階



交通手段

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口(1)から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1番出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

次の団体の協力により運営しています

- 大阪弁護士会 大阪司法書士会
- 大阪土地家屋調査士会
- (社)大阪府不動産鑑定士協会
- 大阪府行政書士会
- (社)大阪府宅地建物取引業協会
- 日本公認会計士協会近畿会
- (社)大阪府建築士事務所協会
- (社)大阪社会福祉士会
- 大阪府社会保険労務士会 (社)大阪府建築士会
- 近畿税理士会
- 特定非営利活動法人消費者ネット関西
- 全大阪消費者団体連絡会
- (社)消費者関連専門家会議
- 特定非営利活動法人消費者情報ネット
- 大阪府 大阪市 堺市 東大阪市 大阪府市長会



総合紛争解決センター

[ADR認証機関]

(法務大臣 認証番号 第43号)

当事者では、なかなか話がまとまらない。でも裁判はしたくない。

なにかよい方法はないものか...

あります!

総合紛争解決センターへ!



専門家が力を合わせ、幅広い民事紛争の解決に尽力します。

公益社団法人

手数料変更のお知らせ

2013年1月1日より、各手数料を下記金額に変更いたします。

手数料のご案内

申立てのときの手数料

一律 10,000円

※申立手数料は紛争額にかかわらず。

少額紛争でお悩みの方に朗報!

解決した時の手数料

一例) 紛争解決額100万円未満で

15,000円

和解が成立した場合、又は仲裁判断がなされた場合は、下の表を基準に、申立人・相手方のそれぞれの負担額を決めます。

紛争解決額	標準額
0~100万円未満	15,000円
100万円以上~200万円未満	20,000円
200万円以上~500万円未満	30,000円
500万円以上~1,000万円未満	50,000円

事案により、成立手数料を30パーセントの範囲で増減する場合があります。

紛争解決額が1,000万円以上の場合は、お問い合わせ下さい。

総合紛争解決センター 手続の流れ

和解あっせん手続

和解あっせん人を選任します。

- 相手方に、出席するよう勧めます。

センターから当事者双方に次の通知をします。

- 和解あっせんの期日と場所（第1回目）。
- 和解あっせん人の氏名。
- 和解あっせんの手続概要。

和解あっせん人が、事実関係・事情をお聴きし、解決へ向けて調整を図ります。

和解成立

和解不成立

手続は終了となります。

ご注意

相手方が手続に応じない場合は終了となります。

仲裁合意

和解あっせん手続の内容・進行によっては、仲裁手続へ移る場合があります。

仲裁手続

仲裁人を選任します。

- 相手方に、出席するよう勧めます。

センターから当事者双方に次の通知をします。

- 仲裁の期日と場所（第1回目）。
- 仲裁人の氏名。
- 仲裁の手続概要。

争点を明らかにし、事案によっては証人の尋問、現場の検証、専門家（鑑定人）の意見を聴くなどします。

和解成立

和解による解決が適当であると思われる事案については、当事者双方に和解をお勧めすることがあります。

仲裁判断

ご注意

仲裁合意書の提出が必要です

※解決した場合、成立手数料・費用を当事者双方で分担して納付して頂きます。

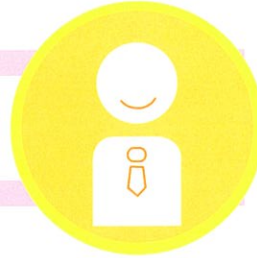
ズバリ!
お答えします!

Q&A

Question

総合紛争解決センターって?

Answer



裁判と並ぶ魅力的な紛争解決機関になることを目指し、各種専門家団体、経済団体、消費者団体、自治体等が参加している裁判外紛争解決機関(ADR)です。司法関係者にとどまらず、紛争の内容に応じ、それぞれの分野の専門家が、和解あっせん人、仲裁人として関与することにより、公正、迅速、低費用で解決を得られることを目指します。公益社団法人として運営しています。

Q1

Question

どうやって申し立てるの?

Answer



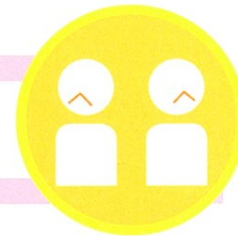
総合紛争解決センター事務局(大阪弁護士会館内)で受付をします。
本人で申立てができますし、専門家がお手伝いをすることも可能です。
詳しくは、お問合せ時間内(裏面のとおりに)お電話ください。

Q4

Question

どのような紛争に利用できますか?

Answer



民事上のあらゆる紛争の解決に利用できます。たとえば、次のとおりです。

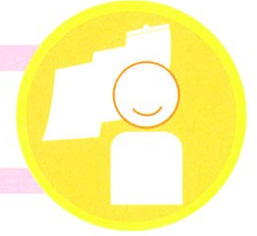
- 金銭貸借に関する問題
- 不動産・住宅に関する問題
- 近隣に関する問題
- 労働問題
- 高齢者・障がい者に関する問題
- 交通事故に関する問題
- 建築紛争に関する問題
- 境界問題
- 医事紛争問題
- 知的財産に関する問題 など
- 消費者問題
- 相続に関する問題
- 夫婦、親子間の問題
- 福祉に関する問題

Q2

Question

解決までの時間は?

Answer



事案にもよりますが、相手方が手続に応じた後、3回程度(3か月程度)で解決するよう努力いたします。

Q5

Question

手続の内容は?

Answer



「和解あっせん」と「仲裁」という、2つの手続があります。
「和解あっせん」とは、和解あっせん人が、当事者双方から、事情、意向を聴取し、専門的知識を活用することにより、当事者が公正かつ迅速に和解できるよう支援する手続です。
「仲裁」とは、当事者間の合意に基づいて、仲裁人が裁判官のように最終的な判断をするという、いわば民間裁判所です。
どちらの手続も、非公開で行われますので紛争の内容が外部に漏れる心配はありません。

Q3

Question

ADR認証って?

Answer



2009年(平成21年)9月14日、本センターは、ADR促進法に基づき、認証紛争解決事業者として、認証を受けました(認証番号第43号)。
これにより、本センターの手続に、①時効中断、②調停前置主義の特例、③訴訟手続の中止等、法的効力が付与されました。

Q6